

# 社会福祉法人大田幸陽会 法人本部

## 平成 29 年度事業計画

### 1 はじめに

#### ○社会福祉法人制度改革に伴う法人運営見直し

改正社会福祉法の施行（平成 29 年 4 月 1 日、ただし評議員選任解任委員会に関する事項は定款認可の日）及び改正定款の認可（平成 28 年 12 月 28 日）を受けて新設された「評議員選任・解任委員会」を 3 月 3 日開催し、11 名の評議員が選任され、4 月 1 日から就任することとなった。6 月には最初の定時評議員会を開催し、新制度下の理事会体制に切り替わる。この制度改革により、評議員会は、これまでの「諮問機関」から法人運営にかかる「重要事項の議決機関」となり、事後的に法人運営を監督する機関として位置づけが変更された。一方、理事会は、「法人の業務執行に関する事項の意思決定を行う機関」として法定され、新定款に明記された。

新しい評議員会・理事会体制の下で、社会福祉法人制度改革の諸課題（①ガバナンス（自己統制）強化、②事業運営の透明性向上、③財務規律強化、④地域公益活動の取り組み等）への、必要かつ効果的な対応を進めて行く。

#### ○大田区立志茂田福祉センター一部業務受託事業の安定運営

昨年 10 月受託決定された本事業は、大田区立新蒲田福祉センターでの並行運営準備（1 月から 3 月）の後、大田区立志茂田福祉センターに移転し、4 月 1 日から本運営が始まる。受託内容は、作業室（就労継続支援 B 型）と計画相談支援の二事業で、利用者定員 60 名、配置職員 16 名の事業である。

区内障害者施設の中核の一つであること及び事業所の移転と事業委託が同時に行われる取り組みであったことから、利用者・家族のお気持ちを十分に踏まえ、職員配置は、経験豊かな中核職員を中心に内部異動をおこない、ほぼ全事業所から職員を結集し、法人本部はもちろん全事業所が連携して運営サポートする体制で臨んでいく。

#### ○法人事業の拡充に応じた執行体制・研修体制の見直し

上記志茂田福祉センター事業の一部業務受託及び法人既存事業の順調な拡充の結果、法人職員数は 4 月 1 日現在 270 名規模（見通し）となっている。

これは、前年同月 231 名対比約 1.17 倍の職員増であり、志茂田事業受託等による年間約 40 名の人材確保を伴う、法人としては過去最大の人事異動となった。

法人事業はコア人材の成長を伴い、なお拡充の方向にある。区内 16 拠点事業、職員 300 名体制の中規模法人（もはや「小規模」では無くなった）として、区内の障害者福祉を率先して牽引する役割を担うため、法人運営体制の見直しと並んで、事業継承、人材確保、事業企画・提案力、財務体質の強化等に取り組む執行体制（執行委員会、企画調整室、経営会議、係長会等会議体）再編見直しを行う。

人事異動、新規採用職員増により新しいチーム作りが課題となる。従来の階層別の集合研修重視型から職場内研修重視型へ転換した「新研修体系」を実施する。

### ○相模原事件に我が事としてNOと言える職場実践推進

昨年7月26日未明に起きた相模原事件（障害者施設津久井やまゆり園の入居者45名が殺傷された事件）は、被害者数が戦後最悪として衝撃があっただけではなく、障害者差別解消法施行の年に、元職員が、障害者への偏見と差別に満ちた犯罪予告の通りに、特に重度の障害者のみを狙ったという、障害者福祉を丸ごと否定する許すことができない犯罪であった。

しかし、明治学院大学深谷美枝教授は、施設での仕事は情熱を注いでも「燃え尽き」ることがあり「内なるウエマツさんとの闘い」（朝日新聞9月27日）であるとして、事件を他人事と見ることは出来ないと論じた。また、國學院大學佐藤彰一教授は、現場のスタッフは、やむなく管理型の環境の中で、できる範囲で自立型権利擁護としての生活支援を実現しようと努力しているのではないかと指摘している。元職員の独断的偏見は「管理型権利擁護」の支援が行われている環境の中で育まれた可能性があり（そうだとすれば、管理を強化することは再発防止にはまったくならず逆効果となる）、これを「自立型権利擁護」の支援へ転換していくことが重要で、国民全体が障害者の問題を孤立化させ、社会から隔離された管理型施設を生み出しているところに、やまゆりの事件が突きつける根本的な差別が存在している（NHK「論点・視点」2月28日）と下表を提示して論じた。

|        | 自立型権利擁護            | 管理型権利擁護              | やまゆり元職員                 |
|--------|--------------------|----------------------|-------------------------|
| 障害者の能力 | 存在すると推定            | 存在しないと推定             | 存在しないと推定                |
| 決定形態   | 自己決定支援             | 代行決定                 | 他者決定(独断)                |
| 利益     | ご本人の主観的利益優先        | ご本人の主観的利益と客観的利益が混在   | 障害者を人間としてみない視野狭さくの社会的正義 |
| 価値     | ケア・エンパワー(社会参加)語りあい | ケア(安全重視?) + 調整(功利主義) | 独断的な正義                  |
| 個人の扱い  | 主体(相互依存)           | 客体(保護の対象)            | 手段(利用価値がなければ抹殺)         |

わたしたちは第4次経営改革プラン推進にあたり、「自立型権利擁護の支援への転換」は「措置型福祉から利用契約型福祉への転換」のことであり、「内なるウエマツさんとの闘い」であると受け止め、支援の振り返りを現場で行い、チームとして事例検討に取り組むことで、我が事として障害者への偏見と差別にNOと言える職場づくりを進めていく。

### ○第4次経営改革プランの推進

プラン2年目の本年度は、「自立型権利擁護の支援への転換」を指針に、下記ミッションを具体化する『大田幸陽会グランドデザイン提案』の継続検討と事業化に取り組む。

#### 「3つの約束（ミッション）」

- I 私たちは、人が人に関わりながら「はたらく・まなぶ・いきる」を結ぶ支援をします
- II 大田区の障がい者福祉の中心的役割を担います
- III 社会福祉法人としての責任を果たす経営改革を継続推進します

## 2 重点目標

### 1) 新規事業の展開・既存事業の再編

#### ①区立志茂田福祉センター一部業務受託の安定運営

- ・新作業種の開発等重要事項は、法人の全事業所がノウハウを提供支援する

#### ②「相談（生活モデル視点）」で「事業所間ネットワーク」を包摂する面的体制整備

##### ア) 契約件数が400件となった相談支援体制のレベルアップ整備

- ・居宅訪問を主とし、「基本相談支援」を基盤とした「計画相談支援」の質の向上
- ・一般相談型（地域生活移行支援・地域生活定着支援）事例検討の実施
- ・人材育成：相談支援専門員として事業所や地域において指導的役割を担える中核的な人材の育成・輩出

##### イ) 就労支援事業所間連携

- ・中間的就労の取り組み推進、受入開始
- ・はたらく場の拡充と連携策の実施  
臨海斎場整美部事業のぞみ園移管実施及びA型化検討  
飲食事業の方針決定

##### ウ) 生活介護事業所間連携

- ・高齢化及び緊急時の地域生活継続支援課題の検討

##### エ) 地域移行支援・地域定着支援に関する居住系の事業所間連携

- ・大田区立つばさホーム前の浦とグループホーム事業所間の情報共有
- ・情報共有を踏まえた自立生活訓練利用者の相談型進路コーディネート

#### ③ 大田幸陽会ビジョンを実現する多機能型の居住支援の場づくり

- ・ケアサポート幸陽2号店開設
- ・体験型グループホームの運営調査から本実施
- ・多機能型グループホームの継続検討及び新しい居住の場の検討

### 2) 地域公益活動の推進

#### ① 東京都社会福祉協議会が設置した「東京都地域公益活動推進協議会」への積極的な参画

- ・広域連携事業推進委員会委員として参画
- ・地域公益活動「はたらくサポートとうきょう(中間的就労推進事業)」への参加及び受入体制・条件整備

#### ② 大田区社会福祉法人協議会の幹事法人として地域連携を推進

- ・「おおたスマイルプロジェクト(\*)」の推進：大田社協・池上長寿園・大洋社・大田幸陽会の4法人で地域の福祉的課題に連携して取組むしくみのこと。  
『れいんぼう』：一人親家庭を対象とした子育て支援活動  
『(仮称) おおた福祉カレッジ』：一人親家庭等生活困窮者への就労支援と福祉人材育成プログラム

#### ③ 「はたらくサポートとうきょう(中間的就労推進事業)」に取り組む法人内の体制整備：「大田幸陽会中間的就労相談担当」をさわやかワークセンターに新設し、法人内事業所連携を図り、取り組みを推進する任にあたる。

- ④ 移動支援従業者養成研修事業の無償化（テキスト実費負担のみ）継続
- ⑤ その他、福祉実習学生受入や事業所単位の地域貢献活動の推進
  - ・福祉公開講座や出張福祉講座の取り組み、施設開放等

### 3) 福祉人材の採用と育成 及び サービスの質の向上

- ① 計画的な人材採用の3年目として、ウェブ媒体の活用促進、法人説明会の前倒し実施、大学等挨拶廻り、内定者フォローの計画的実施、採用方法の見直し等を重点実施する。
- ② 集合型の階層別研修の割合を減らし、職場で実際の支援を振り返る実践研修を柱とする新体系に切り替え、その効果を検証する。
- ③ 事例検討を促進するファシリテーター養成研修（仮称）を新規導入し、明治学院大学深谷教授を顧問として本実施する。
- ④ 人権・権利擁護を柱とした「風通しの良い職場環境づくり」に向け、管理監督職対象に「ハラスメント研修」を実施する。
- ⑤ 新しい「中核職員（副主任・主任・係長）」によるチーム作りとあわせて業務継承を進める。
  - ・事例検討推進
  - ・サービス提供ガイドラインの活用によるサービス検証活動の継続実施
  - ・「支援および危機管理マニュアル」「リスクマネジメント結果報告」継続
  - ・サービス管理責任者・相談支援専門員・実習指導担当者の各資格所持者を複数配置できるよう引き続き計画的な講習受講の推進
  - ・社会福祉士等国家資格取得を奨励する制度の周知と取得促進
- ⑥ 防災訓練・災害時想定訓練の計画実施および事業継続計画の検討

### 4) 改正社会福祉法に対応した経営改革推進

- ① ガバナンス（自己統治力）強化
  - ・理事会体制の変更に伴い、執行委員会、企画調整室、経営会議、係長会を再編成する。関連する諸規程の整備を行う。
  - ・内部管理体制整備に関する学習・調査を進め、会計監査人導入に備える
- ② 法人の活力ある持続的発展に向けた人事労務制度の改善
  - ・「風通しの良い職場環境づくり」の一環として、産業医又は（仮称）法人指定精神科医 及び 職員相談窓口 の設置について検討する。
  - ・はたらき方改革の動向に即した処遇改善策を検討実施する。
  - ・「短時間正規職員への転換に関する運用規程」の施行と周知
  - ・人事給与制度の運用ルールの整備を進める。そのため顧問コンサルタントを導入する。
- ③ 事業運営の透明性の向上及び財務規律強化への対応
  - ・新たに閲覧対象となった定款・役員等報酬基準、事業計画書への対応
  - ・新たに公表対象となった定款、貸借対照表、収支計算書、役員等報酬基準及び名簿への対応
  - ・大規模修繕計画等の作成及び事業継続用財産の算定等資金計画策定

### 3 法人が設置及び指定管理者協定等している事業所の運営支援

#### 社会福祉事業

##### 1) 障害福祉サービス事業

- ・ まごめ園（多機能型：生活介護＋就労継続支援B型）
- ・ のぞみ園（就労継続支援B型事業所）
- ・ さわやかワーカーセンター（多機能型：就労移行支援＋就労継続支援B型）  
\*出張所カフェ
- ・ 大田区立しいのき園（就労継続支援B型事業所）指定管理者協定
- ・ 大田区立志茂田福祉センター（就労継続支援B型事業所）一部業務受託
- ・ 大田区立新井宿福祉園（生活介護）指定管理者協定
- ・ 大田区立池上福祉園（生活介護）指定管理者協定
- ・ 大田区立大森東福祉園（生活介護）指定管理者協定
- ・ 障害者生活ホーム（共同生活援助）  
8ユニット：西六郷生活ホーム・南馬込生活ホーム・山王生活ホーム  
・第一幸陽ホーム・第二幸陽ホーム・大森西幸陽ホーム  
・西糀谷第三幸陽ホーム・西糀谷第四幸陽ホーム
- ・ ケアサポート幸陽（居宅介護等事業所）

##### 2) 特定相談支援事業

- ・ 相談支援室さんさん幸陽（指定特定相談支援事業者）
- ・ 大田区立志茂田福祉センター（指定特定相談支援事業者）一部業務受託

##### 3) 地域生活支援事業

- ・ ケアサポート幸陽（移動支援事業所）

##### 4) 介護福祉事業

- ・ ケアサポート幸陽（老人居宅介護等事業 訪問介護事業所）

#### 公益事業

##### ① 介護職(支援員)人材養成事業

- ・ ケアサポート幸陽（移動支援従業者養成研修事業）

##### ② 地域活動支援施設事業

- ・ 大田区立つばさホーム前の浦（心身障害者自立生活訓練施設）指定管理者協定
- ・ 大田区立前の浦集会室（指定管理者協定）
- ・ 大田区若草青年学級（余暇活動支援事業）業務受託

##### ③ サービス付高齢者向け住宅

- ・ 大田幸陽会ラナハウス西糀谷

### 4 苦情解決第三者委員

任期：平成29年3月1日～平成31年2月28日

春日秀文 弁護士

山崎澤子 大森西地区民生委員児童委員協議会会長

明石敦子 元中学校校長 元まごめ園施設長

## 5 監事監査等予定

- 業務点検 平成 29 年 4 月 18 日から 4 月 28 日の間で 7 日実施する。
- 会計点検 平成 29 年 5 月 2 日・3 日の 2 日で実施する。
- 監事監査 平成 29 年 6 月 2 日に実施する。

## 6 評議員会・理事会の開催予定

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 第 1 回理事会 | 6 月 6 日、6 月 8 日、6 月 9 日のいずれか          |
| 定時評議員会   | 第 1 回理事会から 2 週間以上空けた 6 月 22 日または 28 日 |
| 第 2 回理事会 | 定時評議員会と同日開催                           |
| 第 3 回理事会 | 10 月 23 日、26 日または 20 日                |
| 臨時評議員会   | 第 3 回理事会から 1 週間以上空けて開催                |
| 第 4 回理事会 | 平成 30 年 3 月 19 日または 16 日              |
| 臨時評議員会   | 第 4 回理事会から 1 週間以上空けて開催                |

## 7 平成 29 年度事業予定（年間予定表参照）

### 1) 職員表彰の実施

「社会福祉法人大田幸陽会職員表彰規程」に基づき、  
法人職員全体研修会において法人在職 10 年以上の職員を表彰する。

### 2) 法人職員全体研修会を池上会館で開催する 平成 29 年 7 月 1 日(土)

## 8 各種会議体・委員会

### 会議体（見直し予定）

- 執行委員会：理事会及び企画調整室との関係・役割整理を行う
- 経営会議：各拠点事業所の施設長等により月 1 回開催し課題共有を行う。  
名称見直しを行う。
- 事務担当者連絡会：各拠点事業所の事務担当者等により定期開催する。
- 支援係長主任会議：毎月定例開催。支援における情報交換・課題解決・連携の強化。
- 看護師連絡会：年 3 回開催し、事業環境の変化を踏まえた事業所間の情報交換や課題の検討を行う。

### 委員会

- ・ 研修委員会：主に 7 月の法人職員全体研修会の企画・実施・まとめを行う。  
支援係長主任会との連携を図り、階層別研修を実施する。
- ・ 給食委員会：栄養士及び座長施設長、担当係長等により年 3 回開催し、給食の効率的・効果的な運営について情報共有化と必要な検討を行う。

- ・人権権利擁護推進委員会：「サービス提供ガイドライン」の活用によるサービス  
検証活動 及び 成年後見制度活用促進に向けたマニュアル整備  
並びに 権利擁護関係機関との連携推進
- ・職員昇格選考判定委員会及び懲戒委員会、セクハラ防止に関する苦情解決委員会  
法令遵守推進委員会：必要に応じ開催する。

## 9 年間予定

別紙のとおり

## 法人理念

- |  |
|--|
| <p>・すべての障害者に 陽光が燦々とそそぎ<br/>それぞれが幸せに暮せる社会の実現<br/>～地域福祉の安心・拠点としての役割を果たす～</p> |
|--|

## 経営方針

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 1) | 多様な福祉ニーズに対応する利用者本位の施設経営、新分野に取り組む    |
| 2) | 広い視野・変化に対応できる職員育成                   |
| 3) | 事業の拡充・拡大や課題解決のため経営改革等を推進し執行体制の強化を図る |

## 大田幸陽会ビジョン

○大田幸陽会では、現在法人の経営改革に取り組んでおり、その目標は  
第一に、「法人使命を果たすための経営基盤強化と人材育成」  
第二に、「利用者・地域の期待に応える法人を目指すこと」  
第三に、「意欲と希望を持って働く専門集団の形成」です。  
この経営改革を着実に実施します。

○障害者とその保護者の高齢化・重度化への対応と地域生活支援・就労支援のため、  
設立母体である大田区知的障害者育成会と連携し、大田区および区内の各種団体と  
の良好な協力関係をつくりながら、既存施設・事業を整備・充実させるとともに、  
新分野への事業多様化・拡大を図ります。

○このような施設・事業の整備・充実・多様化の中で、大田区に根ざした地域密着  
法人として「大田幸陽会全体で入所施設の機能を地域の中に実現する」という考え  
により、通過型入所施設であるつばさホーム前の浦の利便性の向上、グループホーム  
の増設・改築、居宅系事業の拡充、既設通所施設・事業の充実とこれら施設・事業  
相互のネットワークづくりに取り組みます。

○障害者の保護者からの要望もあり、法人の設立動機の一つとなっていた入所施設  
の建設は、土地が入手できずに困難な状況ではありますが、施策の動向を踏まえ行政  
や関係諸団体とのより積極的な連携を図りながら、規模や資金計画の見直し等を含  
め、その実現に向けた努力を続けます。

○法令遵守と情報開示によって事業経営の透明性と信頼性を高め、地域に開かれた  
安心できる施設・事業の運営を行います。